

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】令和3年4月30日(2021.4.30)

【公開番号】特開2019-197604(P2019-197604A)

【公開日】令和1年11月14日(2019.11.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-046

【出願番号】特願2018-91696(P2018-91696)

【国際特許分類】

G 1 1 B	5/84	(2006.01)
C 0 9 K	3/14	(2006.01)
C 0 3 C	19/00	(2006.01)
B 2 4 B	37/00	(2012.01)
C 0 9 G	1/02	(2006.01)

【F I】

G 1 1 B	5/84	A
C 0 9 K	3/14	5 5 0 D
C 0 9 K	3/14	5 5 0 Z
C 0 3 C	19/00	Z
B 2 4 B	37/00	H
C 0 9 G	1/02	

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月5日(2021.3.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

[リン酸塩(成分C)]

本開示の研磨液組成物は、研磨速度を維持しつつ表面粗さの悪化を抑制する観点から、リン酸塩(以下、「成分C」ともいう)を含む。成分Cは、研磨速度を維持しつつ表面粗さの悪化を抑制する観点から、pH2の水性媒体中で完全には遊離せず(完全にはH<sub>3</sub>PO<sub>4</sub>(aq)とならず)、塩の形態(イオン)で存在するリン酸塩が好ましい。一又は複数の実施形態において、pH2の水性媒体中で塩の形態(イオン)で存在する成分Cの割合は、pH2の水性媒体中に添加された成分Cの全量(100質量%)に対し、好ましくは10質量%以上、より好ましくは20質量%以上、更に好ましくは30質量%以上である。例えば、成分Cがリン酸二水素ナトリウムの場合、pH2の水性媒体に添加した成分Cの43質量%が塩の形態(イオン)で存在する。成分Cがピロリン酸二水素二ナトリウムの場合、pH2の水性媒体に添加した成分Cの96質量%が塩の形態(イオン)で存在する。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

成分Cのリン酸塩としては、研磨速度を維持しつつ表面粗さの悪化を抑制する観点から、アルカリ金属リン酸塩が好ましく、アルカリ金属リン酸水素塩がより好ましい。アルカ

リ金属リン酸水素塩の具体例としては、リン酸水素二カリウム、リン酸水素二ナトリウム、リン酸水素二アンモニウム、リン酸二水素カリウム、リン酸二水素ナトリウム、リン酸二水素アンモニウム、ピロリン酸二水素<sub>2</sub>ナトリウム（酸性ピロリン酸ソーダ）、ピロリン酸ナトリウム、ヘキサメタリン酸ナトリウム、トリポリリン酸ナトリウム等が挙げられる。成分Cは、1種単独で用いてもよいし、2種以上を併用してもよい。